

令和2年4月8日

保護者様

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の延長について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、新年度1学期当初の臨時休業について、4月6日付でお伝えしておりましたが、国の緊急事態宣言及び県の通知、市内罹患状況などを総合的に勘案した結果、子どもの感染予防の観点から、下記のとおり、小中養護学校の臨時休業期間を5月6日（水）まで延長いたします。この間、保護者の皆様にご理解とご協力を賜りたくお知らせいたします。

なお、5月7日以降の対応については、改めてご連絡させていただきます。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月7日（火）～5月6日（水）

2 登校日

(1) 実施内容

①心のケア

児童生徒の心身の健康状況を把握し、不安を抱えている児童生徒へのケアを行う

②学習サポート

プリントやワーク等、家庭学習についての説明や進捗状況を確認する

(2) 実施日（小・中学校）

令和2年4月10日（金）・14日（火）・21日（火）・28日（火）

（16日（木）の登校日はいりません）

※給食、弁当なしの午前中のみ週1回実施します

3 部活動

5月6日（水）まで実施しない

（登校日にも活動しません）

4 その他

- ・登校日は授業日ではありませんので、感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に登校しない旨の連絡をお願いします
- ・不要不急の外出は控えてください
- ・うがい、手洗いを励行してください
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください
- ・13日以降の児童クラブについては、確定しだい連絡します